

水素スマートシティ神戸構想について(代表質問)

質問：水素は新たなクリーンエネルギーの一つとして注目されています。先日、視察をしたリヨン市では、中小企業が参加する環境関連のクラスターがあり、国の助成を受けて大規模なプロジェクト開発が行われていました。水素についても、医療産業都市と同様にプロジェクトチームを立ち上げて国と連携して予算を確保する体制を作り、市内中小企業の底上げにつなげてはとありますが？

答弁：

温暖化ガスの削減と経済成長の両立を目指す国の「エネルギー・環境イノベーション戦略」に位置付けられる「水素の輸送・貯蔵及び水素の発電としての利用」に関する技術実証を支援していく。

オーストラリアで製造の液化水素を貯蔵・海上輸送し、神戸で荷揚げして輸送利用する実証プロジェクトを川崎重工業(株)と連携し推進する。今年度予算に、神戸空港島北東部を荷揚げの拠点として整備するものを含めている。液化水素運搬船に対応した岸壁の整備や、道路整備、地盤改良などを行う。

水素関連産業の育成については、地元中小企業と勉強会を実施、大手メーカーへの部材の供給の促進につなげる。厳格な法規制への対応も必要で、試験研究の体制づくりも検討する。

オーストラリア等では、褐炭と呼ばれる「若い」石炭がたくさん採れますが、水分が多いため、燃焼効率が低く、また、輸送時に発火もしやすいので、現地利用に限られていました。

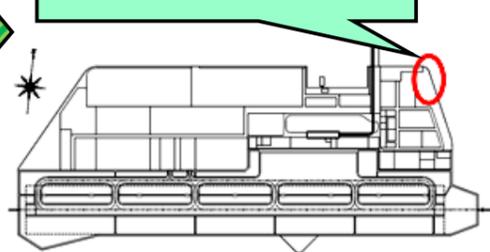
この褐炭から水素を製造し、貯蔵・日本に海上運搬する運搬船の開発が行われています。オーストラリアには相当量の褐炭が埋蔵されており、水素製造時のCO2を封じ込めることができ、製造した水素を安全に貯蔵・運搬・荷揚げすることができれば、将来、基幹エネルギーの一つとして期待されます。



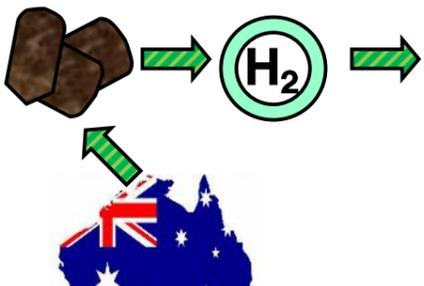
燃料電池車などで水素を利用します。



液化水素運搬船の荷揚げ基地



液化水素運搬船(出典:川崎重工業株)



空家対策について(代表質問)

質問：空家には大きく二つあり、一つは十分価値があるけれど流通が進まないもの、もうひとつが近隣住民にも迷惑のかかる老朽危険空家や樹木などが生い茂る問題の多い空家です。【*特定空家】「神戸市空家等対策計画」が提案されていますが、資産価値のある空家の活用、特定空家の選定や取り壊しにいたる流れなど、市としてどのように対処していくのか伺います。

鳥居副市長答弁：H25年の調査では、市内の空家は10万8000戸のうち腐朽破損がない空家が27600戸と推計される。こうした眠っている空家の流通に向け、すまいるネットに「空き家活用相談窓口」を開設し、「空き家の専門相談員」を配置した。

特定空家については、適切に管理するよう指導を行うが、改善ができないものについては特措法に基づき指導・勧告を行い、危険が切迫する場合は命令・行政代執行を進めていく。

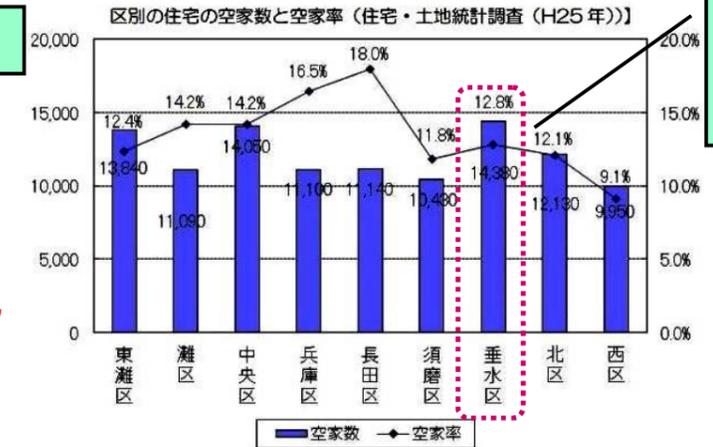
特定空家等に対する通報や相談は、区役所を窓口として関係部署に情報が流れる体制を整える。また、「一部だけが使用されている長屋」などは、特措法の対象外のため、幅広く対応できるよう新しい条例を制定したい。

要望：手が届かず、地域で問題になっている空家がたくさんあります。住民の声に沿うような条例の整備を早く！！

神戸市内に空家が10万8000件も！！

神戸市の空家数

	H25年
世帯数	717100
住宅戸数	828300
空家数	108100
空家比率(%)	13.05



垂水区内の空家数は、市内で最も多く、14380戸も！！

「特定空家」とは

- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

下記の二本の条例が、5/6まで行われるパブリックコメントを経て、6月議会に提案される予定です。

*神戸市空家空地対策の推進に関する条例

*神戸市住居等における廃棄物その他物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例

*空家等対策の推進に関する特別措置法

市は、「空家等対策計画」を策定し、空家等の適切な管理や活用を進めることになっています。法により市は、空家等の調査を行うことができ、固定資産管理台帳の内部利用が可能になるほか、特定空家等に対しては、所有者に対し適切な維持管理を求め、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言又は指導、勧告、命令が可能になります。さらに、危険が切迫している場合には、要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行を行うことができます。これらの施策に対し、国の補助や地方交付税の拡充が行われることとされているほか、必要な税制上の措置として、勧告を受けた特定空家等の固定資産税は宅地用地特例の対象から外れることとなります。

空家等対策計画

神戸市 H28年2月

すまいるネット 空き家活用相談窓口を開設しました

空き家を売却したいけれど...

うちの空き家、最近管理できていないなあ...

など、空き家のお困りごとがあれば、すまいるネットで相談していただけます。

まずは、来所かお電話で、「お持ちの空き家情報」や「活用等のご希望」をお聞かせください。

相談日時：午前10時～午後5時まで(水曜日定休)

電話：相談専用 078-222-0005

詳しい空き家情報をお聞きすべき相談の場合には、来所をお願いします。

このほか、家の購入・リフォーム・高齢者の住み替えなど、すまいるのことならお気軽にご相談ください。



神戸市すまいるとまちの安心支援センター
「すまいるネット」

〒651-0096
神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンバル4 F
☎078-222-0186 FAX:078-222-0106
(水曜定休・土日祝営業)

すまいるネット 神戸 検索

〒655-0034 神戸市垂水区仲田 3-1-8-202 (垂水支部) 神戸市会議員 川原田弘子事務所
TEL&FAX 078-709-8998
e-mail: happy@hiroko-club.com
URL: http://www.hiroko-club.com

ご相談はこちらに

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1
編集・発行 民主こうべ政策議員団
TEL 078-322-5844
FAX 078-322-6161

住宅都市局

*神戸市空家空地対策の推進に関する条例

環境局

*神戸市住居等における廃棄物その他物の堆積による地域の不良な生活環境の改善に関する条例

鳥居副市長の答弁にあるように、特措法ではカバーされないケースも含めた条例になっています。また、ゴミ屋敷などに対処するため、環境局からも条例が出される予定です。